

大阪府障がい者介護給付費等不服審査会要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年大阪府条例第三号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、大阪府障がい者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、審査会の会議の日より七日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第三条 会長は、審査会の会議について次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 一 審査会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 調査審議の内容

(庶務)

第四条 審査会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第五条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。